

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、常に変化する社会情勢や経営環境に即応して迅速かつ積極的に事業を推進する中で、コンプライアンス経営の徹底とコーポレート・ガバナンス体制の構築が経営の軸になるものと考えております。これらを適切に実践することで経営の効率性・透明性を高め、企業価値を最大化していくことは、株主、従業員、取引先、顧客等に対する経営陣の責務であると認識しております。

今後も、成長の各ステージにおいて、可能な限りコーポレート・ガバナンスの拡充を図り、公正な経営システムづくりに取り組んでいく所存であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新 10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
山本 貴士	1,913,100	26.30
極東ホールディングス株式会社	995,000	13.68
鳴本 聡一郎	360,000	4.95
エムビーエス従業員持株会	270,000	3.71
井野口 房雄	154,000	2.12
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	130,400	1.79
山本 朋子	130,000	1.77
松岡 弘晃	121,400	1.67
原 真也	120,000	1.65
清水 嘉弘	105,300	1.45

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ、福岡 Q-Board
決算期	5 月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数 更新	100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	13 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
伊藤 尚毅	他の会社の出身者											
前田 隆	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
伊藤 尚毅	○	○	株式会社ムーンスター 取締役	会社経営及び他社での取締役の豊富な経験を有しており、経営管理体制の適合性等について専門的な立場で意見・監督する観点から適任であるため。 (独立役員に選任している理由) 独立役員の属性として取引所が規定する項目に該当するものはなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため。

前田 隆	○	○	株式会社トライアンド 代表取締役 LIEN株式会社 取締役 五洋食品産業会社 取締役 株式会社フロンティア 取締役 株式会社アクアネット広島 取締役 株式会社パルコロッソ 監査役 株式会社LibWork 取締役	会社経営及び他社での取締役・監査役の豊富な経験を有しており、経営管理体制の適合性等について専門的な立場で意見・監督する観点から適任であるため。 (独立役員に選任している理由) 独立役員の属性として取引所が規定する項目に該当するものではなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため。
------	---	---	---	--

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性					
	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	1	2	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項
監査等委員会及び監査等委員である取締役は、職務を補助する使用人として、内部監査担当者に、監査業務に必要な事項を命令することができるものとしております。 また、監査等委員会及び監査等委員である取締役の職務を補助する使用人の任命・異動、人事考課については、監査等委員会の意見を聴取し尊重するものとしており、監査等委員会及び監査等委員である取締役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役及び内部監査担当者の指揮命令を受けないものとしております。
監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査部門、監査等委員会および会計監査人の連携については、適宜、情報交換および意見交換等を行うことで、監査に資する情報の共有、監査プロセスに対する客観的意見の反映等を図っております。

さらに、内部統制部門との関係におきましても、定期的および必要の都度、内部監査部門、監査等委員会および会計監査人との情報交換および意見交換を行っており、監査の実効性および効率性の向上を目指しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
該当項目に関する補足説明	
担当職務の業務目標に対しその達成度合いおよび今後の業容拡大に対する期待値および貢献度等を総合的に判断し付与しております。	
ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

これまでの業績および今後の業務目標設定に対する実情等を総合的に判断し、また今後の期待値および業務拡大の貢献度等を考慮して付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)に支払った報酬額28,800千円、取締役(監査等委員)(社外取締役を除く)に支払った報酬額2,400千円、社外役員に支払った報酬額120千円の3つに分けて表示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の報酬等の額又はその算定方式に関する方針は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)については、株主総会で決定した限度額の範囲内で、取締役会において、会社および個々の役員の業績を勘案して決定しております。
また、監査等委員である取締役については、株主総会で決定した限度額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議によって決定するものとしております。

【社外取締役のサポート体制】

当社は管理部にて取締役会資料等の事前配布や情報提供を行うサポート体制を構築しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社の取締役会は、監査等委員である取締役3名を含む計7名の取締役で構成されており、うち2名は社外取締役であります。毎月開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会も開催しており、迅速かつ適確で合理的な意思決定を図りつつ、活発な質疑応答により経営の妥当性、効率性および公正性等について適宜検討し、法令、定款および社内規程等で定めた事項、ならびに重要な業務に関する事項を決議し、業務執行を行っております。

当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役3名で構成されており、うち2名は社外取締役であります。取締役会への出席により、意思決定事項や報告事項に対する監査を行うとともに、適宜意見具申を行っております。また、平素においても、経営全般の適法性および適正性の観点から、業務監査および会計監査を実施しております。なお、監査等委員会は、毎月開催し、重要事項の決定および監査状況の報告・検討を行っております。

また、当社は三優監査法人を会計監査人として選任しております。

取締役の指名、報酬額の決定につきましては、取締役会にて議論の上決定し、株主総会の決議によって決定いたします。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役の忠実義務および善管注意義務を果たすとともに、著しく変化する経営環境に柔軟かつ慎重に対応するために、意思決定機能の充実、リスクマネジメントの強化、コンプライアンスの強化等が図れる体制として、現状の事業および人員規模に照らし、最適なものであると判断したためであります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	5月期決算による8月下旬の開催

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年2回以上開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IR資料をホームページにて公開しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	すべてのステークホルダーの当社に対する理解を促進し、適正な評価を得ることを目的に、企業活動に関する重要な会社情報を公正かつ適時・適切に開始しております。情報の開示にあたっては、金融商品取引法等の関係法令を遵守するとともに、すべてのステークホルダーに対して、内容的にも時間的にも公平な開示を努めてまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムの基本方針および整備状況については以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
コンプライアンス体制強化を経営上の重要課題と位置づけ、取締役及び使用人に法令・定款の遵守を徹底する。
代表取締役を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、全社的なコンプライアンス体制の整備、問題点の把握に努める。また、監査等委員である取締役及び内部監査担当者は、各部門の業務遂行コンプライアンスの状況等について監査を実施するほか、法令違反その他法令上疑義のある行為等については、社内報告体制として内部通報制度を構築し運用する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の遂行に係る情報は、社内規程に定めるところにより、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。取締役は、それらの情報を閲覧できるようにする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスク管理体制の整備、問題点の把握に努める。またリスク管理を統括する部門を管理部とし、リスク管理に係る規程に基づき、各部門の担当業務に付随するリスクについては、当該部門にて個別規程、ガイドライン、マニュアルの整備、研修の実施などを行うものとする。
組織横断的リスクの状況の監視並びに全社的対応は内部監査担当者が行うものとする。内部監査担当者は、各部門におけるリスク管理の状況を監査し、リスクの顕在化が認められた場合は、リスク・コンプライアンス規程のリスク有事の体制に基づき、迅速かつ組織的な対応を行い、損害を最小限に抑える体制を整える。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図る。
 - 1) 社内規程による職務権限・意思決定ルール策定の執行の効率化を図る。
 - 2) 取締役会による中期経営計画の策定、中期経営計画及び毎年策定される年度計画に基づき各部門が実施すべき具体的な年度目標と予算の設定及びそれに基づく月次、四半期業績の管理を実施する。
5. 監査等委員会及び監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査等委員会及び監査等委員である取締役は、職務を補助する使用人として、内部監査担当者に、監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。
6. 監査等委員会及び監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項並びに監査等委員会及び監査等委員である取締役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会及び監査等委員である取締役の職務を補助する使用人の任命・異動、人事考課については、監査等委員会の意見を聴取し尊重するものとする。また、監査等委員会及び監査等委員である取締役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役及び内部監査担当者の指揮命令を受けないものとする。
7. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他監査等委員会及び監査等委員である取締役への報告に関する体制
取締役及び使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、全社的に重要な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度を利用した通報の状況及びその内容、その他各監査等委員である取締役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項については速やかに報告、情報提供を行うものとする。
監査等委員会に報告した者に対し、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを行うことを禁止する。
8. その他監査等委員会及び監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員である取締役3名のうち2名は社外取締役で構成し、客観性及び透明性を確保する。
監査等委員である取締役は、取締役会その他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を直接確認するため、重要な会議に出席すると共に、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることができる。
また、定期的に取締役と会合を行い、当社が対処すべき課題や当社を取り巻くリスク等について意見交換を行うものとする。
監査等委員である取締役がその職務の遂行について生ずる費用の前払い等を請求した場合は、当該監査等委員である取締役の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用の前払い等の処理を行うものとする。
9. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
 - 1) 当社はコンプライアンスの遵守を経営の基本方針として位置づけており、反社会的勢力に対して毅然たる態度で臨み、一切関係を持たないことが社会的責任を果たしていく上で重要である。
 - 2) 社内管理体制については、管理部を中心とし、また顧問弁護士及び外部機関と連携をして、反社会的勢力に対して有効かつ迅速な対応を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人(いわゆる反社会的勢力)による被害を防止するために、下記の「反社会的勢力に対する基本方針」を定める。

- ・反社会的勢力との関係を一切遮断するために、全役職員が断固たる姿勢で取り組む。
- ・反社会的勢力による被害を防止するために、警察・弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に対応する。
- ・反社会的勢力による不当要求には一切応じず、毅然として法的対応を行う。
- ・反社会的勢力への資金提供や裏取引を行わない。
- ・反社会的勢力の不当要求に対応する役職員の安全を確保する。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

株主価値重視の経営の実践、あるいは情報開示・責任説明を果たしていく所存であります。

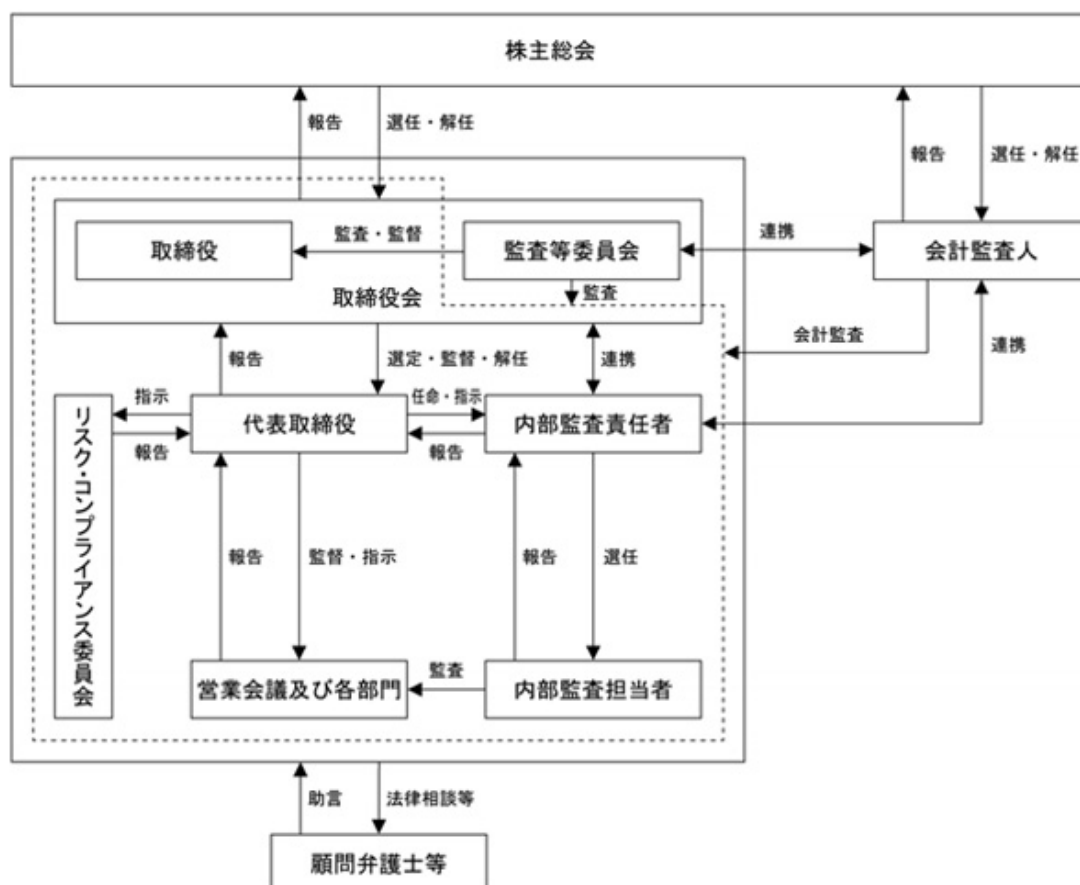
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は次のとおりです。

1. 適時開示規則に定める会社情報は、原則取締役会の承認により開示しております。なお、緊急時等は取締役会に代わって社長承認で開示する体制をとっております。
2. 開示情報は、東京証券取引所・福岡証券取引所へ開示後速やかに当社ホームページに掲載しております。
3. 情報管理責任者は管理部長としております。
4. 情報開示窓口は、管理部としております。

また、当社は最適なコーポレート・ガバナンス体制の構築とその充実を努め、継続的な企業価値の向上を目指してまいります。

コーポレート・ガバナンス体制図



適時開示体制図

